

令和5年11月2日

長生郡市広域市町村圏組合職員の懲戒処分等の公表について

令和5年10月31日付けで、本組合職員に対し地方公務員法第29条に基づく懲戒処分等を行ったので、下記のとおり公表します。

記

- 1 被処分者 長南聖苑 主任主事 (61歳 男性)
- 2 処分内容 停職 3カ月
- 3 処分年月日 令和5年10月31日
※同日付で依願退職。
- 4 処分の根拠 地方公務員法第29条第1項第3号(全体の奉仕者たるにふさわしくない非行)及び同法第33条(信用失墜行為の禁止)に該当するもの。

5 事案の概要

令和5年10月9日(月)午後5時25分頃、乗用車で帰宅途中、信号機のない交差点内において、横断歩道を歩行中の被害者(90代・女性)と接触事故を起こした。被害者は病院へ搬送されたが、同日死亡した。

6 管理監督責任

上記事案に関して、部下職員の管理監督が不適正であったものと判断し、以下のとおり処分等を行いました。

長南聖苑所長	訓告
事務局長	厳重注意(口頭)
事務局次長	厳重注意(口頭)

7 管理者のコメント

このたび、本組合職員が起こした交通事故により、尊い命を奪うという重大な事案を発生させたことについて、被害者、ご家族の方に対して、改めて心から深くお詫び申し上げます。また、組合の信頼を著しく損なう結果となり、住民の皆様には多大なご迷惑をお掛けし、重ねてお詫び申し上げます。

今後はこのようなことがないように、交通法規の遵守・安全運転の徹底に関する取組を粘り強く進めていくとともに、職員の綱紀粛正に努め、住民の皆様の信頼回復に向けて全力を尽くしてまいります。